

様式第7号

堺市高倉台近隣センター土地区画整理事業  
補助金交付決定変更通知書

第 号  
年 月 日

堺市高倉台近隣センター土地区画整理組合  
理事長 様

堺市長

印

年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、次のとおり変更交付することに決定したので、通知します。

補助年度	年度	事業の名称	堺市高倉台近隣センター 土地区画整理事業
変更内容			
変更 補助金交付額	既交付決定額：		円
	増減額：		円
	変更交付決定額：		円
交付予定時期	金額一括	年 月	
	分割 第1回（又は	月）	円
	第2回（又は	月）	円
※ただし、交付の時期は事業実施時期の変更その他の事情により変更することがある。			

1 補助条件は、次のとおりとする。

- 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- 補助事業に要する費用の配分若しくは補助事業の内容について変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- 土地区画整理事業にて再生事業を実施する場合は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第6条第1項又は第16条第1項の規定に基づく事業計画に従うこと。
- 堺市補助金交付規則（平成12年規則第97号）の規定に従うこと。
- 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。
- その他関係法令の規定に従うこと。